

●香川県告示第316号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成19年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 略</p> <p>(1)～(36) 略</p> <p><u>(37) 構造計算適合性判定手数料のうち前納が困難であるもの</u></p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの) 第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1)～(36) 略</p>

附 則

この要綱は、平成19年6月20日から施行する。